

## 狂犬病清浄国・地域からの犬猫の台湾への輸入に関する検疫規定概要

(2014年8月14日更新)

犬猫の台湾への輸入に関する申請は、「動物伝染病予防条例」、「犬猫輸入検疫作業規定」及びその他関係する規定により処理する。また、前述の関連規定の概要を記載したものであり、不明な部分があったら、前述規定により処理するものとする。

### 一. 狂犬病清浄国・地域：

行政院農業委員会公告に基づき、狂犬病清浄国（地域）は、豪州、ニュージーランド、英国、スウェーデン、アイスランド、日本、ノルウェー（スバルバル諸島を除く）、米国ハワイ州、米国グアム島及びシンガポールとし、その他の国・地域には狂犬病発生地に関連した規定を適用する。（世界の疾病の発生状況は常に変化するため、輸出国の疾病発生認定状況については、行政院農業委員会動植物防疫検疫局のホームページを参照いただきたい。）

URL:<http://www.baphiq.gov.tw/home.php>

### 二. 輸入規定の摘要：

1. 満 90 日齢以上の犬猫であり、マイクロチップが装着されていること。輸入までの 30 日から 1 年間以内に狂犬病不活化ワクチン接種を受けること。
2. 犬猫を輸入しようとする少なくとも 20 日前までに、申請者は別添 A 並びに以下に記載の書類を、輸入港を所管する動植物防疫検疫局所属の各分局（以下、本局所属分局という。連絡先は別添 B-1 参照）に申請いただきたい。
  - (1) 獣医師が発行した不活化ワクチン接種証明書。
  - (2) 申請者の国民身分証明書。ただし、申請者が台湾に居住していないが国籍を有している者はその他の身分書類を提出しなければならない。（視覚障害者が申請する盲導犬の輸入の場合は、心身障害者手帳或いは証明文書及び盲導犬認定文書を提出しなければならない。）
3. 犬猫の輸出前に、輸出国の動物検疫主務機関から「動物検疫証明書」を入手することとし、当該証明書に中国語或いは英文にて、下記事項を記載しなければならない。
  - (1) 犬猫の品種、性別、年齢及びマイクロチップ番号。
  - (2) 規定に適合する狂犬病の不活化ワクチンの接種日。
  - (3) 犬猫の臨床検査で狂犬病に罹患していないこと。
  - (4) 輸出国において、過去 2 年以内に狂犬病が発生していないこと。
  - (5) 犬猫の輸出前 6 か月以内或いは出生以降、輸出国で飼養されていたこと。
  - (6) 輸入同意文書番号。ただし、輸入同意文書を入手前の場合はこの限りではない。

4. 犬猫を陸揚げする際、申請者は輸入同意書、輸出国政府の動物検疫機関が発行する動物検疫証明書の正本及び運送業者の船荷証券 (B/L) 或いは税関申告書を添付し、本局所属各分局に申請しなければならない。動物検疫証明書の正本が未添付の場合、当該ロットは返送或いは殺処分される。
5. 運送途中に狂犬病発生地域を経由し積み替えられた場合は、返送、指定の隔離場所にて 21 日間の隔離検疫或いは殺処分される。ただし、下記の規定に符合する場合はその限りではない。
  - (1) 輸出前、輸出国の検疫機関により、運送ゲージに封印シールを貼り、封印シールの番号或いは、封鎖タグの番号が動物検疫証明書に記載されていること。
  - (2) 積替の所在地にある動物検疫機関、税関、航空或いは海運会社等が発行する、該当犬猫は港から離れておらず、且つその他の感受性動物に接触していない旨の文書が添付されていること。
6. 台湾から狂犬病清浄国に犬猫を輸出する場合、当該国での飼養期間が 6 か月に満たず台湾に帰国した場合、申請者は、犬猫を輸出しようとする出港の 20 日前までに申請書並びに前述した書類及び我が国から輸出する際の輸出検疫証明書の副本を到着する港の本局所属各分局に輸入同意文書を申請しなければならない。

輸出者が検疫条件に基づいて動物検疫証明書は、前述した 3 (1) から (5) の記載事項のほかに、「犬猫が輸出されてから第三国を経由していない旨」を記載し提出しなければならない。

### 三. その他の規定

1. 輸入する犬猫は、輸出時に妊娠 4 週間以内でなければならない。
2. 行政院農業委員会 2004 年 5 月 6 日農授防字第 0931478473 号公告により、バングラディッシュからの犬猫の輸入は禁止する。
3. 犬猫の運送過程でバングラディッシュを経由する場合はできない。
4. 豪州から猫を輸入する際は、狂犬病清浄地域からの輸入に関する規定が適用されるほか、豪州の動物検疫機関が発行する動物検疫証明書に以下の具体的な証明内容を記載しなければならない。
  - (1) 猫を輸出しようとする 6 か月以上前からヘンドラウイルス感染症の未発生地で飼養されていること。
  - (2) 猫を輸出する前、豪州政府指定の隔離場所で 28 日間隔離され、隔離期間での 2 回のヘンドラウイルスの血清中和検査を実施し、測定の結果がいずれも陰性であり、2 回の検査は少なくとも 21 日間間隔をあけること。
  - (3) 猫の輸出前の 24 時間以内にヘンドラウイルスの症状がないこと。